

# 西建協だより

360号

2024年7月



HPアドレス

西建協だより」では、管内の様々な行政機関の方々から機会あるごとに「寄稿をしていただいております。このたび、五月に行われました奥多摩長選挙にて再選された師岡伸公様、四月より青梅労働基準安徳署長にご着任されました、鈴木基泰様のお二人により「寄稿頂きましたので掲載を致します。」

## 御挨拶

奥多摩町 町長 師岡 伸公

西多摩建設業協会ならびに会員の皆様には、日頃より町政に深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、去る五月に執行されました町長選挙におきまして、地域の皆様をはじめ各方面の方々から力強いご支援を賜り、引き続き2期目の町政を任せていただくこととなりました。

これからの4年間、奥多摩町の明るい未来のため、子育て施策や福祉施設の更なる充実、防災対策の強化、そして令和八年度竣工を目指す奥多摩町新庁舎建設に向け全力で取り組んでまいります。

町民の皆様からお寄せいただきました信頼と期待にお応えするため、決意と情熱をもって『奥多摩の未来(あす)』を創るために『全力を尽くす所存でございます。』

さて、今日まで私達の諸先輩方が、町の産業・経済・観光の振興を願い、昭和三十一年代から東京都に対し、「多摩川南岸道路」の整備について長きにわたり要望活動を行ってまいりました。この活動実績が実を結び、昭和六十年に整備計画が策定され、そののち、様々な調査や準備期間を経て、平成五年から「海沢工区」の工事が着手され、全体延長七キロメートルのうち、

既に「城山工区」までの五、一キロメートルの間が供用開始となり、残すところ「丹三郎工区」の一、九キロメートルが整備される予定となっております。

西多摩建設事務所では、「多摩川南岸道路」の早期完了を目指しており、平成二十九年十月に「丹三郎地区」と「寸庭地区」におきまして、「丹三郎工区」の事業概要」及び「測量説明会」が開催され、関係する住民皆様へ計画概要の説明がなされ、その後、平成三十一年一月には「寸庭地区」の住民を対象に多摩川南岸道路と寸庭地区を結ぶ(仮称)寸庭連絡路の説明会が開催されております。

「丹三郎工区」につきましては、トンネル一か所と橋梁三か所の整備が計画されていますが、今後、建設用地が確保されれば本格的に工事着手の運びとなります。「多摩川南岸道路」が全線開通した暁には、地域防災力の向上や、移動時間の短縮が図られるとともに、この「命の道」の整備により、災害時の「孤立化防止」あるいは「過疎化」や「高齢化」が進む奥多摩町の「安全・安心」な町づくりに大きく寄与するものと考えております。引き続き東京都に対しまして、早期全面開通の実現を要望してまいります所存でございます。

結びに貴協会には、今後も更なるご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会並びに会員の皆様の益々の御発展をお祈り申し上げます。



## 着任のご挨拶

青梅労働基準監督署 署長 鈴木基泰

この度、4月1日付けの人事異動により青梅労働基準監督署長に着任いたしました鈴木と申します。

一般社団法人西多摩建設業協会の皆様には、日頃から労働基準行政の運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げますとともに、前任者同様に引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。

さて、労働基準行政を取り巻く状況は依然として厳しく、昨年度ですが労働基準監督署に寄せられる情報提供や相談は増加いたしました。特に、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、その未払い賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する未払賃金立替払制度の申請が大幅に増加しております。

令和5年の青梅署管内の死傷災害については、前年より減少したとはいえ、複数の労働者の方々が労働災害で亡くなっております。また、休業4日以上の災害については今年に入ってから大幅に増加している状況になっております。

このような状況をふまえ、令和6年度、青梅労働基準監督署では、

- ① 改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止
- ② 中小企業及び令和6年度上限規制適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- ③ 死亡労働災害の撲滅と負傷者数の減少を目指した対策の推進
- ④ 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ⑤ 労災保険給付の迅速かつ適正な処理

を重点課題といたしました。当署では今年度も、労働者が安心して、安全に働ける環境の確保を目指し、重点課題に取り組み所存ですので、引き続き皆様方のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。最後に、一般社団法人西多摩建設業協会の益々の発展と会員の御健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

本年度も、西建協の上部団体の三多摩建設業連合会にて、災害被災の復興状況視察、地元建設業協会との意見交換会を開催いたしました。本年度は、先月十日日十三日において、鹿児島県鹿児島市への視察研修を開催いたしましたので報告を掲載いたします。

## 三多摩建設業連合会 令和六年度 災害被災地視察研修 開催報告

去る七月十日〜十三日、三多摩建設業連合会として、災害被災地視察研修を開催しました。

この視察研修は、日本各地にて発生している災害において、被災からの復興に携わっておられる地元業者の方々の実体験やご意見を見聞きして、西多摩に災害が発生した際に、迅速かつ的確な対応が求められる地元の建設業者として、見識を深める有意義な視察になります。本年度は、鹿児島県鹿児島市にて、桜島火山噴火時の降灰対応状況の視察研修に訪れました。

桜島は、日本でも有数の活火山として、有史以来、日ごろより規模の大小はありますが噴火を繰り返してあります。中でも、大正三年の大噴火は、大正噴火と呼ばれて、大量の溶岩流出を起こしました。大正噴火では、それまで島だった桜島と大隅半島が陸続きとなりました。その後、昭和三〇年以降からは火山灰の噴出を繰り返す噴火活動がはじまり、今日まで活動が続いています。

今回は、鹿児島市役所職員のかたより、道路降灰対策の説明をうけ、主に市内を二地区に分担して、市所有の路面清掃車、散水車61台、市内業者所有の33台の車輛にての体制で作業、作業実施基準、降灰対応ブラシを備える清掃車作業、廃捨てへの運搬処理等方法などご説明頂きました。また、大規模噴火時の防災対策では、避難シエルトの紹介、避難誘導の訓練実施の状況、道路啓開訓練など取り組みを説明頂きました。

西多摩地区は、富士山噴火時には5センチ程度の降灰が予測されております。火山灰の性質等は異なりますが、日常で火山噴火降灰に直面している鹿児島市の対策を学ぶことで改めて今後に予想される富士山噴火の対応に参考になるとおもいます。(2面につづく)

